

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	複合機リース料		
年 月 日	令和元年5月1日～令和元年6月30日	金 额	1,404円

目的	調査研究など政務活動を行うための資料作成手段
使途	令和元年5、6月分事務所複合機リース料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

年間再リース料（平成30年7月～令和元年6月）16,848円

平成30年度分再リース料（平成30年7月～平成31年3月） $16,848 \times 9 / 12 = 12,636$ は平成30年度3-9-8-5で請求済み平成31年4月分再リース料 $16,848 \times 1 / 12 = 1,404$ は平成31年度3-9-4-1で請求済み令和元年5、6月分再リース料を今回請求 $16,848 \times 2 / 12 = 2,808$

領収書原本は平成30年度3-9-8-5に添付

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			%
政務活動、後援会活動で 使用のため	2,808円	1/2	1,404円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

13 D30- 8- 2
 14 D30- 8- 3
 15 D30- 8- 3
 16 D30- 8- 6
 17 30- 8-12
 18 30- 8-12
 19 D30- 8-17
 20 D30- 8-17
 21 D30- 8-17
 22 D30- 8-21
 23 D30- 8-27
 24 D30- 8-27

16,848 | SMTA+†

※証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明

摘要欄 払戻し可能予定日
 他 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」
 稽立 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」
 のついた取引については再記帳いたします。

2018.5.14.作成

三井住友トラスト・バナンニックファイナンス様より

再リース契約手続き完了通知書

平素は格別のお引き立てに預かり厚く御礼申し上げます。

き 過日お送りいたしました「再リース契約自動更新のご案内」に基づき、本日、下記内容により再リース契約の手続きを了了させて頂きましたので、ご通知申し上げます。

再リース料につきましては、下記の内容となっていますのでご確認お願ひ申し上げます。

ご契約番号	再リース開始日(上段)	再リース料(上段)	代入物件名(上段)
	再リース終了日(下段)	支払方法(下段)	設置場所(下段)
[REDACTED]	2018年 6月26日	総額 15,600 円 消費税等 1,248 円 計 16,848 円	カラー複合機
	2019年 6月25日 12.日	支払日 2018年08月03日 金融機関名 [REDACTED] 支店名 [REDACTED] 口座種別 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]	掛川市家代 65-1

※お支払いは口座振替となります。

※引落口座番号は7桁表示と個人情報保護のため、一部***表示しています。
 ※ご不明な点がございましたら、宛名面にご照会くださいますよう、お願い申し上げます

整理番号 (3-9-4-1)

決裁	会派代表者	経理責任者	経理担当者

支 出 証 报 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・資料作成費・会議費・資料作成費・人件費
内 容	複合機リース料
年 月 日	平成31年4月1日～平成31年4月30日
金 额	702円

平成31年4月分再リース料 (平成30年7月～平成31年6月) 16,848円

平成30年度分再リース料 (平成30年7月～平成31年3月) 16,848×9/12=12,636

請求済み

平成31年4月分再リース料を今回請求 16,848×1/12=1,404

△1年(5月～6月)

④ 1,404 × 1/12 = 1,404

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	按分率(c)
政務活動、後援会活動で	1,404円	1/2 %	702円

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	按分率(c)
政務活動、後援会活動で		1/2	12,636円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	経理責任者	経理担当者

支 出 証 报 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・資料作成費・会議費・資料作成費・人件費
内 容	複合機リース料
年 月 日	平成30年8月3日～平成31年8月31日
金 额	6,318円

目的	調査研究など政務活動を行うための資料作成手段
使 途	平成30年7月～平成31年3月分事務所複合機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付件》 年間再リース料 (平成30年7月～平成31年6月) 16,848円 平成30年度分再リース料 (平成30年7月～平成31年3月) 16,848×9/12=12,636	

13 D30- 8- 2	
14 D30- 8- 3	
15 D30- 8- 3	16,848 SMT10+†
16 D30- 8- 5	
17 D30- 8-12	
18 D30- 8-12	
19 D30- 8-17	
20 D30- 8-17	
21 D30- 8-17	
22 D30- 8-21	
23 D30- 8-27	
24 D30- 8-27	

* 既承認したことの金額の場合は「既承認」がかかる予定期日の説明
 - 諸 費 用 類 は、「可 用 予 定 日」
 必 要 日 付 の「既 承 認 日」後
 地 域 一 例：「既 承 認 の 当 日 以 後」のついた取引については承認いたしません。
 領 受 金 類 は、「既 承 認 の 当 日 以 後」のついた取引について承認いたしません。

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	政務活動費支出額(a×b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で	1,404円	1/2 %	702円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	大日本報徳社年会費		
年 月 日	令和元年6月1日～令和元年12月31日	金 額	6,667円

会の趣旨・目的	二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推讓を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。(定款第3条)
会の活動内容等	地域づくり、社会福祉、教育・文化・産業、環境保全などに寄与する研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

平成31年1月～令和元年12月で1年間

H31年度4月分は平成31年度3-9-4-3で請求済み

令和元年5月～令和元年12月分を今回請求

10,000×8／12ヶ月=6,667

領収書原本は平成31年度3-9-4-3に添付

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他(定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,667円	/	100% 6,667円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-5-2

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号																					
31-04-02	23235	A93120007																					
取扱店	サクラギ																						
払込口座	00270-4	1311																					
払込金額	*10,000	料金 *0																					
<table border="1"><tr><td>口座番号</td><td>00270-4</td><td>支店番号</td></tr><tr><td>年月日</td><td>1311</td><td>年月日</td></tr><tr><td>取扱店名</td><td colspan="2">公益社団法人 大日本報徳社</td></tr><tr><td>取扱店番号</td><td>平百千百百百百</td><td>平百千百百百</td></tr><tr><td>取扱店名</td><td>10000</td><td>取扱店番号</td></tr><tr><td>取扱店名</td><td colspan="2">東京第一銀行</td></tr><tr><td>取扱店名</td><td colspan="2">印紙税申告納付につき麹町税務署承認済</td></tr></table>			口座番号	00270-4	支店番号	年月日	1311	年月日	取扱店名	公益社団法人 大日本報徳社		取扱店番号	平百千百百百百	平百千百百百	取扱店名	10000	取扱店番号	取扱店名	東京第一銀行		取扱店名	印紙税申告納付につき麹町税務署承認済	
口座番号	00270-4	支店番号																					
年月日	1311	年月日																					
取扱店名	公益社団法人 大日本報徳社																						
取扱店番号	平百千百百百百	平百千百百百																					
取扱店名	10000	取扱店番号																					
取扱店名	東京第一銀行																						
取扱店名	印紙税申告納付につき麹町税務署承認済																						
入金額	*10,000																						
おつり	*0																						
はじめての投資信託を ゆうちょが応援します!																							

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

(3-9-4-3)

公報発第2号
平成30月3月16日

6-5-2

決算会議	支出証拠書(各種手休会費)		
会派代表者	(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)		
経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	大日本報徳社年会費		
年 月 日	平成31年4月2日～平成年月日	金 额	833円

経費項目	会派代表者	経理責任者	経理担当者
（会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一）			
内 容	大日本報徳社年会費		
年 月 日	平成31年4月2日～平成年月日	金 额	833円

会の趣旨・目的	会の活動内容等	会の活動内容等	会の活動内容等
二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、描録を信条に、「報徳創」を目指し、社会の向上発展に寄与することを目的とする。(定款第3条)	地域づくり、社会福祉、教育・文化・産業、環境保全などに寄与する研修会、講演会、意見交換会など	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。	県政との関連性
『領収書貼付様』	平成31年1月～2018年1月	平成31年4月分	10,000×1/12ヶ月=833

支取日	支取店舗	支取額	備考
31-04-02	3235	A93120007	
00210-4	1311	*10,000	
		0*	

支取額
支取店舗
支取日

※ 添付監額・団体の会則・事業概要・その他(定款)

支取額	支取店舗	支取日	支取額	支取店舗	支取日
833円			100%		

個人社員各位

公益社団法人 大日本報徳社

拝啓 春暖の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
 平素より報徳運動の普及、促進のために、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
 この度は、橋村純一社長の急逝という突然の悲報がありましたが、去る3月14日に平成30年度社員総会を開催させて頂き、「任期満了に伴う役員改選」について社長に就任いたしました。微力非才の身ではございますが、社長の重責を担い、思想発展のために一意専心、銳意努力いたす所存です。何卒、前任者同様ご指導ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 大日本報徳社
 代表理事社長 鷲 山 恭 彦

併せて、平成30年度事業計画・予算をご承認賜り、社費につきましても昨年と同じでお願いさせて頂くことになりました。
 ご出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますがよろしくお願ひ申し上げます。

記

年 金 費 10,000 円

【お願い】

- (1) 誠に恐縮ですが平成30年6月30日までに個人社員(年会費)の納入をお願い申し上げます。
 (2) 本請求状と行き違いでご送金を頂いた方には、深くお詫び申し上げます。
 (3) 社費を納入する際に、銀行から振り込みの場合「振込金受取書」が発行されます。郵便局から振り込みの場合「振込金受取書」が発行されるため、本社からこの領收書の発行はいたしませんが、必要があつて領收書発行を希望される方は、ご連絡頂きたく存じます。

(公社) 大日本報徳社
 掛川市掛川1176
 電話：0537-22-3016
 FAX：0537-23-5523

※ 携帯による支出がある場合は、支分の理由、領収書等の金額、按分率及び領収書等の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

公報発第2号
平成30月3月16日

公益社団法人 大日本報徳社
個人社員各位

拝啓 春暖の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より報徳運動の普及、促進のために、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度は、榛村純一社長の急逝という突然の悲報がありましたが、去る3月14日に平成30年度社員総会を開催させて頂き、「任期満了に伴う役員改選」に於いて社長に就任いたしました。微力非才の身ではございますが、社長の重責を担い、思想発展のために一意専心、鋭意努力いたす所存でございます。何卒、前任者同様ご指導ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

公益社団法人 大日本報徳社
代表理事社長 鶴山恭彦

併せて、平成30年度事業計画・予算をご承認賜り、社費につきましても昨年と同額にてお願いさせて頂くことになりました。

ご出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますがよろしくお願い申し上げます。

記

年会費 10,000 円

【お願い】

- (1) 誠に恐縮ですが平成30年6月30日までに個人社費（年会費）の納入をお願い申し上げます。
- (2) 本請求と行き違いでご送金を頂いた方には、深くお詫び申し上げます。
- (3) 社費を納入する際に、銀行から振り込みの場合「振込金受取書」が発行されます。郵便局から振り込みの場合「振込金受領書」が発行されるため、本社からの領収書の発行はいたしませんが、必要があつて領収書発行を希望される方は、ご連絡頂きたく存じます。

(公社) 大日本報徳社 掛川市掛川 1176 電話 : 0537-22-3016 FAX : 0537-23-5523
--

公益社団法人大日本報徳社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大日本報徳社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに寄与する事業
- (2) 社会福祉に寄与する事業
- (3) 教育・文化・産業に寄与する事業
- (4) 環境保全に関する事業
- (5) 報徳に関する事業と啓発
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体
- (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

2 前項第1号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という) 上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定期社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき社長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、社長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。この場合において、本条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を社長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 3人以上5人以内

2 理事のうち1人を社長とする。

3 社長以外の理事のうち2名以内を副社長、1名を専務理事とする。

4 社長及び副社長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもつて同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 社長、副社長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 社長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副社長は社長を補佐し、専務理事は理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条第1項で定める最低限度額とする。

第6章 顧問、参事、講師

(顧問)

第29条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名をもって構成する。
- 3 顧問は、重要事項について社長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、社員総会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(参事)

第30条 この法人に参事を置くことができる。

- 2 参事は、若干名をもって構成する。
- 3 参事は、運営に関する事項について社長の諮問に答える。
- 4 参事は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 参事の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(講師)

第31条 この法人に講師を置く。

- 2 講師は、若干名をもって構成する。
- 3 講師は、報徳思想の普及のため、講演及び社員の指導に当たる。
- 4 講師は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 講師の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社長、副社長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、社長が招集する。

2 社長が欠けたとき又は社長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、社員総会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、社長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、社長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 社長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の社長は棟村純一、副社長は中村雄次とし、最初の専務理事は宮川正夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月27日からこれを実施する。（第5条 法人の構成員及び第13条 開催の変更）

<別表第1 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
預金	恩賜基本金	27,662 円	掛川市農業協同組合 普通預金
預金	推讓基本金	2,448,673 円	掛川市農業協同組合 普通預金
建物	仰徳学寮	掛川市掛川 1183-2	昭和 13 年取得

<別表第2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等			
建物	大講堂	掛川市掛川 1183-2	平成 19 年 12 月取得	
建物	仰徳記念館	掛川市掛川 1183-2	昭和 13 年取得	
建物	淡山翁記念報徳図書館	掛川市掛川 1183-2	昭和 2 年取得	
建物	冀北学舎	掛川市掛川 1178	昭和 13 年取得	
構築物	門 道徳門	掛川市掛川 1183-2	明治 42 年取得	
構築物	門 経済門	掛川市掛川 1183-2	明治 42 年取得	
什器備品	書画 無尽藏	伊藤博文 書		大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	岡田良一郎 肖像画 黒田清輝画		大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	安居院義道庄七 肖像画		大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 坐像		大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 像		大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮金次郎 像		大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮先生 村民表彰像		中庭展示
什器備品	美術品 掛軸	23 幅		報徳図書館展示

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	郷土新聞購読		
年 月 日	平成31年4月5日～平成 年 月 日	金 額	8,800円

目的	政治、経済、文化、国際情勢、社会情勢等の情報収集
使途	令和元年5月～令和2年3月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

H31年度4月分は3-9-4-4で請求済み

令和元年度5月～令和2年3月分を今回請求

 $9,600 \times 11 / 12 = 8,800$

領収書原本は3-9-4-4に添付

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	8,800円	/	100% 8,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

13	D31- 4- 3
14	D31- 4- 5 新聞代 9,600 キヨウドシンブンシヤ
15	D31- 4- 5
16	D31- 4- 5
17	D31- 4- 5
18	D31- 4- 5
19	31- 4- 5
20	D31- 4- 9
21	D31- 4- 9
22	D31- 4- 9
23	D31- 4- 9
24	D31- 4- 9

証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明

摘要欄	払戻し可能予定日
他 紺	摘要日付の翌営業日以後
取 立	摘要日付の当日以後

摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等
の「* *」のついた取引に
ついては再記帳いたします。



三保海岸からの富士山

整理番号

(3-9-4-4)

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・懇親会費等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	郷土新聞購読		
年 月 日	平成 31 年 4 月 5 日～平成 年 月 日	金 额	800 円

目的	政治、経済、文化、国際情勢、社会情勢等の情報収集
使途	平成 31 年 4 月～ 令和 2 年 3 月分購読料
政務活動・県政との関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

H31年度4月分

9,600×1／12ヶ月=800

13 D31- 4- 3	9,600 キヨウドシラフンシヤ
14 D31- 4- 5 新聞代	
15 D31- 4- 5	
16 D31- 4- 5	
17 D31- 4- 5	
18 D31- 4- 5	
19 31- 4- 5	
20 D31- 4- 9	
21 D31- 4- 9	
22 D31- 4- 9	
23 D31- 4- 9	
24 D31- 4- 9	

証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明

摘要欄	払戻し可能予定日
他券	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引について記載いたします。
取立	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引について記載いたします。

摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引について記載いたします。



三保海岸からの富士山

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	800 円	100%	800 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-5-4

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	エコロジーライフ研究会年会費		
年 月 日	令和元年5月1日～令和元年3月31日	金 額	1,833 円

会の趣旨・目的	自然生態環境に悪影響を与えていた現在の生産と消費の様式を省み、自然と共生する農林水産業、食、暮らしの実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

H31年度4月分は3-9-4-5で請求済み

令和元年度5月～令和2年3月分を今回請求

2,000×11/12ヶ月=1,833

領収書原本は3-9-4-5に添付済み

※添付書類(団体の会則・事業概要・その他())

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			/
全て政務活動にかかるものである。	1,833 円	100%	1,833 円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

(3-9-4-5)

3-6-5-4

R1年度 5月～ 経費

決算式第1—2号	整理番号	(3-9-4-5)
会派代表者	経理責任者	経理担当者

支出証拠書(各種団体会員費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	エコロジーライフ研究会年会費		
年 月 日	平成31年4月6日～平成年月日	金 额	167円

会の趣旨・目的	自然生態環境に悪影響を与える現在の生産と消費の様式を省み、自然と共に生ずる豊かな水産業、食、暮らしの実態を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを標準化し、本当に豊かな地域社会創りに寄与する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知識、アイデアを政策や展開の参考にする。

「領収書貼付件」 H31年4月～H22年3月 ～ (年間)
H31年度4月分
2,000×1/12ヶ月=167

① < H1年5月～ H2年3月 >
2,000×1/12ヶ月=167

※ 添付額類(団体の会員費)、事業概要・その他()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	167円	100%	167円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 取 証

様 No. 14

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

支 払 申 請

会 員 費

内 容

現 金

小切手

手形

消費税額等(%)

CZ-G-0000000000000000

会員登録

会員登録

I エコロジーライフ研究会の目指すもの

エコロジーライフ研究会規約

平成 12 年 3 月 25 日

(目的)

第1条 この会は、私達の生存基盤である自然生態環境を無視した現在の生産と消費生活の様式を反省し、自然と共生する農林水産業及び「食」と「暮らし」の実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、エコロジーライフ研究会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次のことを活動目標とする。

- (1) 自然生態系と調和する生産・流通・消費体系の研究と実践
- (2) 自然共生農林水産業を通しての自然環境教育の推進と、健全な心身の育成及び生きがい対策の探求
- (3) 自然生態環境の保全
- (4) 会員相互に学習し合い、理解を深めるための諸活動
- (5) その他目的達成のために、必要な活動

(会員及び資格)

第4条 本会は、正会員と賛助会員により構成し、それぞれの資格は次のとおりとする。

- (1) 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、会の活動を支援する行政機関・法人又は団体

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、幹事 若干名、事務局長 1名、会計 1名

(役員の選任)

第6条 本会の会長、副会長、会計は、幹事の互選とする。

- 2 幹事は、正会員中より選出された者とする。
- 3 事務局長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 役員は、総会の承認を受けなければならない。

(役員の職務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

- 2 幹事は、各々の活動事業の計画と実践の中心的役割を担う。
- 3 事務局長は、会長の指示を受け会務の円滑な執行に務める。
- 4 会計は、会の出納事務を執行する。

(会計監事)

第8条 本会の出納事務を監査するため、会計監事を置く。

- 2 会計監事は2名とし、正会員中より選出する。

(役員の任期)

第9条 役員及び会計監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 指定により就任した役員及び会計監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は、役員会の決定を経て会長が召集する。
- 3 総会の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 総会は、毎年1回開催する。また、会長又は役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 5 役員会は、必要なとき会長が招集することができる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、委任状を含む正会員の過半数の出席で以て成立し、次の事項を決する。

- (1) 役員及び会計監事の選任に関する事項。
- (2) 規約の変更に関する事項。
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事項。
- (4) 事業報告及び決算の承認に関する事項。
- (5) 会費の額と徴収方法に関する事項。
- (6) その他必要な事項

(役員会の議決事項)

第12条 役員会は次の事項を決する。

- (1) 総会の召集に関する事項。
 - (2) 総会に提出する議案に関する事項。
 - (3) その他事業執行に関する事項で会長が必要と認める事項
- (名称の使用)

第13条 会員が、本会の名称を書類、印刷物、看板、インターネットホームページ等に使用する場合は、役員会の了解を得なければならない。

(入会)

第14条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て、会長が入会を認めるものとする。

(退会)

第15条 本会を退会しようとする者は、会長に報告することにより退会を認めるものとする。又、本会員としてふさわしくない行為をした者は、役員会の議を経て会長が除名することができる。

(会費)

第16条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 年度途中に退会した者の納入済会費は、返納しないものとする。

(経費)

第17条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第19条 本会の規約は、総会において3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第20条 本会の解散は、役員会及び総会においておのおのその構成員の3分の2以上の同意を得て議決しなければならない。

(附則)

この規約は、平成12年3月25日から施行する。

(附則)

この規約は、平成16年4月11日から施行する。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請賄賂等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和元年5月7日～令和 年 月 日	金 額	9,450 円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	令和元年5月分自動車リース料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部にー(マイナス印) 4
がある場合はお借入残高を表わします。

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 D 1- 5- 7				
2 D 1- 5- 7		37,800	トヨタファイナンス(カ)	
3 D 1- 5- 7				
4 D 1- 5- 7				
5 D 1- 5- 7				
6 D 1- 5- 7				
7 D 1- 5- 7				
8 D 1- 5- 7				
9 D 1- 5- 7				
10 D 1- 5- 7				
11 1- 5- 9				
12 D 1- 5-13				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		1/4	
政務活動、後援会活動、私用で使用のため	37,800 円	%	9,450 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



自動車リース請求書

3-6-5-5

LB091R

〒436-0225

静岡県掛川市家代76-6

東堂 陽一 様

発行日 30年11月1日
請求書No. 181021232540

1ページ

株式会社トヨタレンタリース
〒436-0029
静岡県掛川市南1-6-17

TEL 0537-23-9000

掛川営業所
担当 [REDACTED]

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申しあげます。下記のとおりご請求申しあげます。

リース代

ご利用期間	契約No.	登録No.	今回ご利用明細		今回ご請求額	備考	
			回数	車名	ご利用額	消費税額	
31. 1.15	[REDACTED]	[REDACTED]			35,000	2,800	37,800
31. 2.14	1/24	アカ G Bソフトレザーセレクション			35,000	2,800	37,800
31. 2.15	[REDACTED]	[REDACTED]					
31. 3.14	2/24	アカ G Bソフトレザーセレクション					
ページ計			70,000	5,600	75,600		

お支払期日	ご利用額	消費税額	ご請求額
31. 2.22	70,000円 (70,000)	5,600円	75,600円

静岡銀行本店営業部
普通預金No. 1647421
ゆ)トヨタレンタリースサイズオカ

()内には今回ご利用額の内訳として課税対象額を表示しております。

銀行名	支店名	口座種別	口座番号
【REDACTED】	【REDACTED】	【REDACTED】	0010212

注) ご入金と行き違いに本状が到着した場合はあしからずご容赦のほどお願いいたします。



請求予定表

3-6-5-5

LB081R

〒436-0225

発行日 30年11月 1日

1ページ

静岡県掛川市家代76-6

東堂 陽一様

株式会社トヨタレンタリース静岡

〒436-0029

静岡県掛川市南1-6-17

電話番号 0537-23-9000

掛川営業所



契約No.		車名	アクア G ソフトレザーセレクション
契約期間	31年 1月15日～33年 1月14日	登録No.	

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	31. 1	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	30.10.22	31. 2.22
2	31. 2	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	30.10.22	31. 2.22
3	31. 3	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 3. 1	31. 3. 2
4	31. 4	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 4. 1	31. 4. 2
5	31. 5	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 5. 1	31. 5. 2
6	31. 6	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 6. 1	31. 6. 2
7	31. 7	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 7. 1	31. 7. 2
8	31. 8	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 8. 1	31. 8. 2
9	31. 9	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 9. 1	31. 9. 2
10	31. 10	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 10. 1	31. 10. 2
11	31. 11	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 11. 1	31. 11. 2
12	31. 12	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	31. 12. 1	31. 12. 2
13	32. 1	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 1. 1	32. 1. 2
14	32. 2	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 2. 1	32. 2. 2
15	32. 3	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 3. 1	32. 3. 2
16	32. 4	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 4. 1	32. 4. 2
17	32. 5	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 5. 1	32. 5. 2
18	32. 6	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 6. 1	32. 6. 2
19	32. 7	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 7. 1	32. 7. 2
20	32. 8	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 8. 1	32. 8. 2
21	32. 9	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 9. 1	32. 9. 2
22	32. 10	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 10. 1	32. 10. 2
23	32. 11	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 11. 1	32. 11. 2
24	32. 12	35,000	2,800	37,800	0	0	0	37,800	32. 12. 1	32. 12. 2

リース代	840,000 円
消費税額	67,200 円
お支払総額	907,200 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第一回 円 第二回～第三回 円 第四回～第五回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	トヨタクレジット

銀行名	※
支店名	※
口座種別	当座
口座番号	0010212

* 消費税額には地方消費税を含みます。
 振込される場合は上記口座までお願いいたします。
 なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。



自動車リース契約書

個人用

LA071R

借受人(甲)(所在地・名称・代表者)

掛川市家代76-6
東堂陽一

連帯保証人(住所・氏名・職業)

ものより、自支入金のうち、運送料金を除くものに付し、これらが事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。
・個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております
・4枚目「公正証書作成に関する委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください

貸渡人(乙)(所在地・名称・代表者) 平成30年10月22F
3-6-5-5

静岡市葵区長沼611番地
株式会社トヨタレンタリース静岡
代表取締役 山中久吉



連帯保証人(住所・氏名・職業)

(印)

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、
下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

リース方式 ファイナンス

契約No.

(1) 自動車明細	車名 アクア G ブラックフリゲーテーション (型式) NHP10-AHXEB(B)	特別仕様
登録番号	車台番号	
初度登録 28年1月	塗色 内装色 スパークイットG(B) ゴウル化粧ブラックフリゲーティング	040 LA20
使用の本拠地 静岡県掛川市家代76-6		付属品
保管場所 静岡県掛川市家代76-6		

(2) リース期間 平成31年1月15日～平成33年1月14日 24ヶ月	(6) 前払金 充當方法 第第回回～第第回回各各
リース料 每月 36,000円(総額 840,000円)	
消費税 毎月 2,800円(総額 67,200円) (8.00%)	
(3) 支払月額 每月 37,800円(総額 907,200円)	

(4) 支払期日 第1回～第2回 平成31年2月22日 支払	(7) 支払方法 トヨタクレジット
第3回 平成31年3月2日 支払	
第4回～第23回 1ヶ月毎 2日 支払	
第24回 平成32年12月2日 支払	

(8) リース料に含まれる項目	× 登録納車費用	× 事故修理(車両保険付保時)
	× 自動車取得税	× オイル交換
	× 自動車重量税	× バッテリー交換
	× 自動車賠償責任保険	
	○ 自動車税	タ
	× 道路関連サービス	イ
	× 任意保険	ヤ
	× 車検(定期点検整備及び継続検査)	交換
	× 法定期点検整備	
	× プロケア10	車検
	× 一般修理	事故 代車
		法点 一般

(9) 任意保険内容	保険会社	*****
	保険種類	*****
	フリート区分	*****
	年齢条件	*****
	割引割増	*** %
	対人	*****百万円
	対物	*****百万円、自己負担額 ***万円
	人身傷害	1名 *****百万円、1事故 *****百万円
	車両	1年目 *****万円、2年目 *****万円 3年目 *****万円、4年目 *****万円 5年目 *****万円、6年目 *****万円 7年目 *****万円、8年目 *****万円
	(15) 規定損害金	基本額 968,171円 通減月額 29,923円

(16) 特約事項	平成26年4月以降、新税率にて請求させて頂きます	

(10) 引渡予定日 平成31年1月15日	(11) 担当テクノショップ
引渡場所 使用の本拠地	
(12) 契約走行距離 1,000 km/月	(13) 超過走行料 円/km
(14) 残価の精算 しない (予定残価 *****万円)	

3-6-5-5

お支払金一覧表

この度は、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
お客様のお支払金は、ご指定口座より預金口座振替にて自動引落しさせていただきますので
明細をご案内いたします。なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日のお引落しとなります。
この一覧表は、お支払の完了まで大切にお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。
お知らせ

毎月のお支払いのご案内を郵送ご希望の場合は、表記お問い合わせ先までご連絡願います。
本契約以外で弊社とご契約があり、かつお支払日およびお支払口座が同一の場合は、まとめてご
請求させていただきます。

なお、各契約ごとの請求をご希望の場合は、それぞれにお手続きが必要となります。

回数	お支払期日	お支払金額(円)	お支払後残高(円)
001	2019/03/02	37800	793800
002	2019/04/02	37800	756000
003	2019/05/02	37800	718200
004	2019/06/02	37800	680400
005	2019/07/02	37800	642600
006	2019/08/02	37800	604800
007	2019/09/02	37800	567000
008	2019/10/02	37800	529200
009	2019/11/02	37800	491400
010	2019/12/02	37800	453600
011	2020/01/02	37800	415800
012	2020/02/02	37800	378000
013	2020/03/02	37800	340200
014	2020/04/02	37800	302400
015	2020/05/02	37800	264600
016	2020/06/02	37800	226800
017	2020/07/02	37800	189000
018	2020/08/02	37800	151200
019	2020/09/02	37800	113400
020	2020/10/02	37800	75600
021	2020/11/02	37800	37800
022	2020/12/02	37800	0

*ご契約者様（または連帯保証人様）以外からのお問い合わせにはお答えできない場合もございますので、予めご了承ください。

ご契約番号	[REDACTED]	2019年 1月 15日
ご契約日	[REDACTED]	2019年 1月 15日
お取扱販売店	株式会社 トヨタレンタリース静岡	トヨタクレジット（リース保証）
ご利用商品名	[REDACTED]	831,600円
お支払金合計	[REDACTED]	[REDACTED]
直面登録番号	[REDACTED]	[REDACTED]
口座振替ご指定口座	[REDACTED]	[REDACTED]
金融機関	[REDACTED]	[REDACTED]
支 店	[REDACTED]	[REDACTED]
科 目	[REDACTED]	口座番号 [REDACTED]

*個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示しております。

上記お支払回数をこえるご契約の場合は、
表面②より開いて中をご覧ください。

整理番号

3-6-5-6

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	掛川經濟懇話会令和元年度前期会費（令和元年5月～令和元年6月）		
年 月 日	令和元年5月1日～令和元年6月30日	金 额	6,703円

会の趣旨・目的	掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上がりを目的とする（規約より）
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

ご利用明細

静岡銀行

《領収書貼付枠》

平成31年1月～令和元年12月で1年間

令和元年5、6月分を今回請求

20,108×2/6ヶ月=6,703

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	059
銀行番号	店番号	科目 口座番号

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥20,000
お取扱枚数		
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥108	14:10 0151
		お取扱いできない場合

お
セイ：オカ
姓
カケカワ
名
普通 0042215
姓
カケカワケイサイコンカイ 様
名
トウカヨウイチ 様
内 EL0537-23-3091

※添付書類(団体の会則・事業概要・その他)

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,703円	/ 100%	6,703円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

掛川経済懇話会規約

3-6-5-6

- 第1条 本会は掛川経済懇話会と称す。
- 第2条 本会は事務所を掛川市 掛川商工会議所に置き、事務を委託する。
- 第3条 本会は掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上りを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的のため研究会、講演会、視察、懇談会等の事業を行なう。
- 第5条 本会の会員は、掛川市及びその一円に居住或いは事業所を持つ者とする。
- 第6条 新しく会員となるものは、役員会の承認を得なければならない。
加入金は徴収しない。
- 第7条 脱会は自由なるも、年度内の会費は徴収する。
本会の会員は会費を負担する義務を負う。
会費は半期 20,000 円（年額 40,000 円）とし、徴収は年 2 回とする。
本会費は、伊静岡銀行掛川支店が徴収し保管する。但し、会長が必要と認めたときは総会の議を経て追加徴収又は返戻する。
- 第8条 本会は毎年 1 月より 12 月までを 1 ヶ年度とする。
- 第9条 本会は 1 月に定例総会（会務報告、決算並びに予算、役員選任）を行ない、春秋各 1 回例会（講演、研究、視察、懇親会等）を開催する他、会長が必要と認めたときは隨時これを開催する。
決議事項は出席会員の過半数をもって決定する。
- 第10条 本会に次の役員を置く。
会長 1 名、副会長 2 名、幹事 4 名、会計監査人 2 名。
役員は定例総会において選出する。
会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐し、事故あるときは代理する。
幹事は本会の事業の運営にあたる。
会計監査人は会計を監査する。
役員の任期は何れも 2 ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
- 第12条 本規約の改廃は総会の承認を得るものとする。
- 第13条 本規約に定めない事項については役員会に於いて決定する。

附 則

- 本規約は昭和 48 年 1 月 1 日より実施する。
昭和 50 年 1 月 17 日より一部改正する。
昭和 50 年 9 月 10 日より一部改正する。
昭和 51 年 1 月 1 日より一部改正する。
昭和 53 年 1 月 1 日より一部改正する。
昭和 55 年 2 月 25 日より一部改正する。
平成 3 年 1 月 14 日より一部改正する。
平成 11 年 1 月 19 日より一部改正する。
平成 18 年 1 月 24 日より一部改正する。
平成 27 年 2 月 2 日より一部改正する。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請賄賂等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入		
年 月 日	令和元年5月8日～令和 年 月 日	金 额	3,720 円

目的	事務を行うための文房具具等購入		
使途	パイプファイル購入料		
政務活動・県政との関連性	<p>払込受領書 </p> <p>(コンビニエンスストアお支払用)</p> <p>払込人氏名 東堂陽一 事務所</p> <p>支店名 東京支店</p> <p>お問い合わせ番号 </p> <p>金額 ¥9769</p> <p>内消費税等 (723)</p> <p>受取人 SMBCファイナンスサービス株 会社 アスクル担当販売店 株式会社一貫堂</p> <p>受領印</p> <p>受領印 19-5-08 領 </p> <p>金額を拒否された場合は、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。</p> <p>(お客様控)</p>		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,720 円	/	100% 3,720 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

アスクルご請求書

2019年04月30日締切分

436-0225
静岡県掛川市
家代65-1

東堂陽一事務所

C2 481460 00002/00002 [REDACTED] UAD

00734055 C15-U1

お問い合わせ番号

アスクル担当販売店

株式会社一貫堂

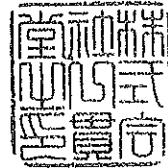
静岡営業所

静岡県静岡市清水区

草薙1-14-11

大阪支店：大阪市中央区北浜3-2-23

476625 036



TEL: 0537-23-3091 FAX: 0537-22-1141

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

TEL: 0120-600-406

担当：アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

9,769円

うち消費税等(

723円)

対象期間 2019/04/01 ~ 2019/04/30

当月お買い上げ金額 9,769円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

お支払い日 ▶ 2019年05月15日

お支払い方法 ▶ 郵便／コンビニ支払

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリー
04/01 89689729 117-1085 オーカーお茶 緑茶 280ml 1セット(48本)	1	3,753 *小計*	3,753 3,753	[REDACTED] 様ご発注分	8.0
04/12 92234068 838-2297 スーパードッヂ〈脱・着〉イージーA4タテとじ厚50mm青3冊	2	1,860 *小計*	3,720 3,720	[REDACTED] 様ご発注分	8.0
04/25 94960824 621-433 オーカーお茶 緑茶 350ml 1箱(24本入)	1	2,296 *小計*	2,296 2,296	[REDACTED] 様ご発注分	8.0

整理番号

3-6-5-8

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	掛川市子どもの読書活動を考える会年会費		
年 月 日	令和元年 5月 12日～令和 年 月 日	金 額	1,000 円

会の趣旨・目的	子どもの読書活動の計り知れない価値を認識し、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類(団体の会則・事業概要・その他())

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,000 円	/	100% 1,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-5-8

領收証

令和元年5月12日

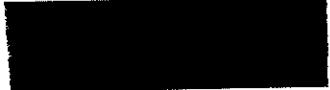
49 東堂 陽一 様

¥ 1,000 *

但 令和元年度 会費

上記金額正に領収しました

掛川市子どもの読書活動を考える会



掛川市子どもの読書活動を考える会 会則

名称

第1条 この会は、「掛川市子どもの読書活動を考える会」と称する。

本拠・事務局

第2条 この会の本拠・事務局は、下記とする。(事務局長宅)

目的

第3条 この会は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものとし、社会の一員として、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。これらの計り知れない価値を認識して、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。

事業

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 掛川市立図書館、保幼・小・中・高等学校、福祉施設、公民館、地域生涯学習センター、その他関係機関等と連携し、子どもの読書環境を整え、読書活動の推進を図る。
- 2 子どもの読書の実態や環境について調査・研究を行い、提言する。
- 3 子どもの読書に関する学習会を行う。
- 4 読書活動に関する情報の収集および提供を行う。
- 5 その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

会員・会費

第5条 この会の会員は、次の資格を有し、会費を納入するものとする。

- 1 この会の目的に賛同し、会の行う事業に参加するものをもって会員とする。
- 2 会費は、年1,000円とする。

役員

第6条 この会には、次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 事務局長1名 事務局員若干名 監事2名

第7条 役員は、年度の最初の総会において、会員より選出する。

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 事務局員は、この会の事務を行う。
- 4 会長、副会長、事務局長、事務局員で運営委員会を組織し、会の運営を行う。

会議

第10条 総会は、年1回開き、会長が召集する。運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。

会計

第11条 この会の会計は、次の通りとする。

- 1 この会の事業に要する費用は、会費・寄付金をもってあてる。
- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会則の発効

第12条 この会則は、平成15年12月6日から効力を発する。

平成16年5月15日 一部改正

平成17年5月14日 一部修正

整理番号

3-6-5-9

決裁	会派代表者	(会派)	経理責任者	(会派)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	掛川国際交流センタ一年会費		
年 月 日	令和元年5月20日～令和 年 月 日	金 额	3,000円

会の趣旨・目的	世界の様々な文化の理解及び交流の促進並びに地球市民としての共生を図る事業を行い、もって国際性豊かな人づくり・まちづくりに寄与することを目的とする。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号												
01-05-2023235		A93190002												
取扱店	サクラキ													
払込口座	00890-2 168277													
払込金額	*3,000	料金 *0												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">振替受付票</td> <td rowspan="2" style="font-size: small; vertical-align: top; padding-top: 5px;">払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">支票番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">支票日付</td> <td rowspan="2" style="font-size: small; vertical-align: top; padding-top: 5px;">記入欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">支票用紙</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">金額</td> <td rowspan="2" style="font-size: small; vertical-align: top; padding-top: 5px;">記入欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">支票用紙</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">ご承認人</td> <td rowspan="2" style="font-size: small; vertical-align: top; padding-top: 5px;">記入欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">支票用紙</td> </tr> </table>			振替受付票	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)	支票番号	支票日付	記入欄	支票用紙	金額	記入欄	支票用紙	ご承認人	記入欄	支票用紙
振替受付票	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)													
支票番号														
支票日付	記入欄													
支票用紙														
金額	記入欄													
支票用紙														
ご承認人	記入欄													
支票用紙														
入金額	*10,000													
おつり	*7,000													
“あんしん” & “べんり”な スマホ決済アプリ ゆうちょPay														

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

※添付書類：(団体の会則)・事業概要・その他()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000円	/	100% 3,000円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-5-9



KICってどんなところ？ 国際交流センターの概要 事業内容 事業報告 姉妹都市交流 リンク お問い合わせ 掛川多言語生活情報ガイド

定款

Powered by Googl 翻訳

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人掛川国際交流センターという。

ボランティアしてみたい

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

ホストファミリーしてみたい

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界の様々な文化の理解及び交流の促進並びに地球市民としての共生を図る事業を行い、もって国際性豊かな人づくり・まちづくりに寄与することを目的とする。

ホームステイしてみたい

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

掛川市日本語教室

(1) 國際協力の活動

KICの活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

学びたい

(3) まちづくりの推進を図る活動

メディア掲載

(4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

センターだより

(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動



(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

過去の記事

(1) 特定非営利活動に係る事業

KICの会員になりませんか

① 外国人への日本語・日本事情教育等の社会適応支援事業

ボランティア募集

② 国際交流活動支援事業

メルマガ会員募集

③ 国際協力推進事業

④ 国際化及び国際教育啓発事業

⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人（以下「団体等」という。）

(2) 贊助会員

この法人の目的に賛同して活動の補助及び後援をしようと入会した個人。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体等にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

ボランティア募集

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

メルマガ会員募集

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体等が消滅したとき。

(3) 正當な理由なく会費を1年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

3-6-5-9

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(提出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人以上

(3) 理事（理事長及び副理事長を含む。）6人以上

(4) 監事 2人以上

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 理事長及び副理事長は、この法人を代表する。

2 理事長は業務全般を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(役員の報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

@kakegawa_kicさんのツイート

 掛川国際交流センター
@kakegawa_kic

Atualização de Dados de Auxílio Infantil e do Auxílio de Despesas Médicas Infantil

<Auxílio de Despesas Médicas...>
fb.me/2cQsZWlHi

May31日

埋め込む

Twitterで表示



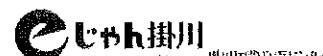
「いいね！」した友達はまだいません



NPO法人掛川国際交流センター
5月30日 23:11

Atualização de Dados de Auxílio Infantil e do Auxílio de Despesas Médicas Infantil

<Auxílio de Despesas Médicas Infantil>
Informamos aos responsáveis, que, para obtenção do auxílio a partir de 1º de Outubro de 2017, será necessário realizar a atualização de dados.
• Beneficiados: おっと見る



3-6-5-9

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 法第18条第4号の規定に基づき、監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(4) 事務局の組織及び運営

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等により招集の請求があつたとき。

(3) 法第18条第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生ずる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ法第25条第3項目に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものにかかる）

(5) 社員の待遇に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 前項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第

3-6-5-9

3項に掲げる者たちのうち、解散の時点の総会において議決承認された者に譲渡されるものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員(年会費) 個人一口 3,000円・団体等一口 10,000円
 - (2) 賛助会員(年会費) 個人一口 2,000円・団体等一口 5,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2004年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2003年3月31日までとする。

定款変更

平成18年7月1日

第1章(事務所) 第2条 (旧) 「この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市上内田2040に置く」
→(新) 「この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く」

1 この定款は、2012年6月16日から施行する。

1 この定款は、所轄庁の認証日2012年12月17日から施行する。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名 氏 名
理 事 長 平野正俊
副理事長 滝沢恵子
理 事 高木敏男
理 事 溝口博之
理 事 保崎則雄
理 事 内藤文子
理 事 熊谷まり子
監 事 梅田文子
監 事 横葉幸宏

- | | | | |
|----------------|----------|-----------------|-------------------|
| ■ KICってどんなところ? | ■ 事業内容 | ■ ボランティアしてみたい | ■ K I Cの会員になりませんか |
| ■ 國際交流センターの概要 | ■ 事業報告 | ■ ホストファミリーしてみたい | ■ ボランティア募集 |
| ■ 定款 | ■ 姉妹都市交流 | ■ ホームステイしてみたい | ■ メルマガ会員募集 |
| ■ 役員紹介 | ■ リンク | ■ 掛川市日本語教室 | |
| ■ 事務局・スタッフ紹介 | ■ お問い合わせ | ■ KICの活動 | |
| ■ 会員募集とご寄付のお願い | | ■ 学びたい | |
| ■ アクセス | | ■ メディア掲載 | |
| | | ■ センターだより | |

〒436-8650 静岡県掛川市長谷1-1-1 掛川市役所2階テラス

TEL&FAX : 0537-24-5595

平日 9:00~16:00 ポルトガル語通訳 月・水・金 10:00~15:30

〒436-8650 Kakegawa-shi Nagaya 1-1-1 2º andar, da prefeitura de Kakegawa

TEL & FAX : 0537-24-5595

Aberto 9:00~16:00 Intérpretes (português) Segunda,quarta e sexta 10:00~15:30

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	日中友好国際交流の会年会費		
年 月 日	令和元年5月20日～令和 年 月 日	金 额	1,054円

会の趣旨・目的	日中友好を願う各界各層の人々が、思想・信条・政党政派の違いを越えて、日中両国民の相互の理解と友好を深め、もって、日本と世界の平和に貢献する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

かけしん 全国しんきんネット

お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日		取扱店番・受付番号				
01 05 20		15130251-0087				
お取引店		□ □ □ □ □ □				
お取引金額		万円券 五千券 千円券 500円 100円 50円				
内訳		お 引 出 二千九百券 10円 5円 1円				
手数料		¥ 5.4 通帳頁 お 取 引 金 額				
時 刻		11:15				
説明コード		お 取 引 後 残 高				

掛川信用金庫

大東支店

普通通 0001123854

人マツモトカメシロウノカイ様

トウトウヨウイチ様

0537-23-3091

※添付書類:団体の会則・事業概要・その他()

掛川信用金庫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支額(a×b)	
			100%	1,054円
全て政務活動にかかるものである。	1,054円	/		

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

松本亀次郎記念 日中友好国際交流の会会則

(名称)

第1条 この会は、松本亀次郎記念 日中友好国際交流の会（以下「会」という。）といい、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、松本亀次郎の功績を顕彰・研究するとともに、その精神を引き継ぎ、日中友好・国際友好・国際性豊かな人づくりに貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 会は、目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 松本亀次郎の功績の紹介、啓発及び研究
- (2) 日中友好交流
- (3) 国際友好交流
- (4) 国際性豊かな人づくり
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 会員の区分及び会費等は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 この会の目的に賛同する者 会費 1,000 円（年間）
- (2) ボランティア会員 この会の目的に賛同しボランティア活動等をする者
- (3) 特別会員 この会に特別な支援や貢献があり、会長が認める者

(役員)

第5条 会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 会計 1人
- (6) 監事 2人

2 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 会には、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、会務を執行する。

4 事務局長は、事務を行う。

- 5 会計は、会の経理を行う。
- 6 監事は、会の経理を監査する。

(会議)

第8条 会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 役員会（ただし、監事の出席を要しない。）は、必要に応じ開催する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数以上の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の権能)

第9条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の制定改廃
- (2) 活動報告及び決算報告
- (3) 役員の選任
- (4) その他会長が重要と認める事項

2 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 活動計画及び予算
- (2) その他会務の執行に関する事項

(会計)

第10条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年10月14日から施行する。

様式第1-1号

整理番号

3-6-5-11

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和元年5月22日～令和 年 月 日	金 额	3,900 円

目的	子どもが文化に出会う機会創出事業に関する調査
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）および駐車場代
政務活動・県政との関連性	子どもが文化に出会う機会創出事業に関する調査を行い、県政の進展に役立てるための政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領 収 書 Receipt 領收年月日 2019. -5.22 金額 ¥3,400(消費税等込み) 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 JR tickets (500円×4枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅 掛川駅 - MV3発行 60069-02	領 収 書 (ご利用明細書) 有効駐車時間 2019年05月23日 12:51まで 現金精算 金 500 円也 残ポイント: 340 精算時刻: 2019年05月22日 12:51 承認NO: 455-384-9847-85890 スペースECO 掛川駅前第5 駐車場NO: 01545
--	---

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,900 円	100%	3,900 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	掛川市体育協会通常総会		
年 月 日	令和元年 5月 25日～令和 年 月 日	金 額	3,000 円

目的	掛川市体育教会についての調査および意見交換
使途	参加費
政務活動・県政との関連性	掛川市体育教会について調査し、県民生活の向上や保健体育行政の発展を図るとともに、政策や質問の参考にする。

<領収書貼付>

領 収 書

東 堂 陽 一 様

金 3,000 円也

但し 令和元年度NPO法人掛川市体育協会
通常総会懇親会会費として

令和元年5月25日

NPO法人掛川市体育協会
会長 雜賀 祥宣

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000 円	/	100% 3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-5-12

掛体本第4号
令和元年5月2日

静岡県議会議員 東堂陽一 様

NPO法人掛川市体育協会
会長 雜賀 祥宣

平成31年度特定非営利活動法人掛川市体育協会通常総会
及び懇親会の開催について（御案内）

新緑の候 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、当協会の運営につきましては、格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、下記のとおり平成31年度通常総会及び懇親会を開催する運びとなりました。

つきましては、大変お忙しいこととは存じますが、是非とも御臨席を賜り、御挨拶をお願い申し上げます。

なお、準備の都合がありますので、出欠を5月18日（土）までに、体協事務局まで御連絡くださるようお願いいたします。

記

1 日時 令和元年5月25日（土）
総会 受付 午後4時
開会 午後4時30分
懇親会 総会終了後

2 会場 パレスホテル掛川（掛川市亀の甲2-8-5 電話 0537-22-0111）

3 議題 1) 平成30年度事業報告並びに歳入歳出決算報告について
2) 役員改選について
3) 平成31年度事業計画（案）並びに歳入歳出予算（案）について
4) その他

※ 懇親会費 3,000円

※ 大東・大須賀地区で出席される方は、送迎バスの御利用の有無も御連絡ください。

※ 当月からクールビズ運動が開始されておりますので、御出席の際には、ノーネクタイ、ノージャケット等、軽装でお越しください。

NPO法人掛川市体協事務局
電話 24-9781
FAX 24-9688
火曜日定休

整理番号

3-6-5-13

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和元年5月27日～令和 年 月 日	金 額	3,400円

目的	ベトナムダナン市に関する調査
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）
政務活動・県政との関連性	ベトナムダナン市に関する調査を行い、県政の進展に役立てるための政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領 収 書 Receipt 領收年月日 2019.5.27 金額 ¥3,400(消費税等込み) 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 JR tickets (10442枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅 掛川駅-MV3発行 20443-01 <div style="float: right; margin-top: -100px;"> 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 </div>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,400円	/	3,400円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-5-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請交渉活動費・会議費・資料作成費・資料購入費			事務費・事務所費・人件費
内 容	静岡新聞購読			
年 月 日	令和元年 5月 27日～令和 年 月 日		金 額	1,490 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和元年 5月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》



普通預金(兼お借入明細) * 差引残高の金額頭部に-(マイナス印) がある場合はお借入残高を表わします。5

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 1- 5-21				
2 D 1- 5-27	新聞代	7,380 カサマシンフラン		
3 D 1- 5-27				
4 D 1- 5-27				
5 D 1- 6- 3				
6 D 1- 6- 3				
7 D 1- 6- 3				
8 D 1- 6- 5				
9 D 1- 6- 5				
10				
11				
12				

内訳 { 静岡新聞 2,980
日本経済新聞 4,400

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	2,980 円	1/2	1,490 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-5-15

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	電話機リース料		
年 月 日	令和元年5月27日～令和 年 月 日	金 额	3,942 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和元年5月分電話機リース料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》



普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部にー(マイナス印) がある場合はお借入残高を表わします。5

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 1- 5-21				
2 D 1- 5-27				
3 D 1- 5-27		7,884 NTTワイанс(カ)		
4 D 1- 5-27				
5 D 1- 6- 3				
6 D 1- 6- 3				
7 D 1- 6- 3				
8 D 1- 6- 5				
9 D 1- 6- 5				
0				
1				
2				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			%
政務活動、後援会活動で使用のため	7,884 円	1/2	3,942 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-5-15

作成日 2016/06/01
ページ 1 / 3

〒 430-0225

静岡県掛川市家代
76-6

東堂 陽一（県議会議員東堂陽一事務所） 様

(郵便物還付先)
 〒 420-0857
 静岡県静岡市葵区御幸町 5 番地 9 静岡フコク生命ビル
 7 階
 NTTファイナンス株式会社
 お問い合わせ先 静岡支店
 (INFORMATION) 064-266-7600



お支払予定表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
 この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号（管理番号）	代表物件名	取引種類	契約日	開始日	満了日
[REDACTED]	NTTビジネスホン α B1 ME1、TE L2、UPS1	リース	2016年04月18日	2016年04月27日	2023年04月26日

リース料 消費税額等（別掲）	***** *****	お支払総額	***** *****	お支払回数
613,200 49,056	***** *****	662,256	***** *****	83 回

引落金融機関	預金種別	口座番号	口座名義人
[REDACTED]			トドリヨシ

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定期	回収方法	リース料 消費税額等（別掲）	お支払金額 消費税額等（別掲）	備考
1	2016/04	2016/06/25	口座振替	14,600 1,168	0 0	14,600 1,168
2	2016/06	2016/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
3	2016/07	2016/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
4	2016/08	2016/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
5	2016/09	2016/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
6	2016/10	2016/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
7	2016/11	2016/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
8	2016/12	2017/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
9	2017/01	2017/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
10	2017/02	2017/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
11	2017/03	2017/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
12	2017/04	2017/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
13	2017/05	2017/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
14	2017/06	2017/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
15	2017/07	2017/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
16	2017/08	2017/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
17	2017/09	2017/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
18	2017/10	2017/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
19	2017/11	2017/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
20	2017/12	2018/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
21	2018/01	2018/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584
22	2018/02	2018/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等(別掲)	消費税額等(別掲)	お支払金額 消費税額等(別掲)	備考
23	2018/03	2018/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
24	2018/04	2018/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
25	2018/05	2018/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
26	2018/06	2018/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
27	2018/07	2018/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
28	2018/08	2018/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
29	2018/09	2018/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
30	2018/10	2018/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
31	2018/11	2018/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
32	2018/12	2019/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
33	2019/01	2019/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
34	2019/02	2019/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
35	2019/03	2019/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
36	2019/04	2019/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
37	2019/05	2019/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
38	2019/06	2019/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
39	2019/07	2019/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
40	2019/08	2019/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
41	2019/09	2019/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
42	2019/10	2019/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
43	2019/11	2019/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
44	2019/12	2020/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
45	2020/01	2020/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
46	2020/02	2020/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
47	2020/03	2020/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
48	2020/04	2020/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
	2020/05	2020/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
50	2020/06	2020/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
51	2020/07	2020/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
52	2020/08	2020/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
53	2020/09	2020/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
54	2020/10	2020/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
55	2020/11	2020/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
56	2020/12	2021/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
57	2021/01	2021/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
58	2021/02	2021/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
59	2021/03	2021/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
60	2021/04	2021/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
61	2021/05	2021/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
62	2021/06	2021/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	

整理番号

3-6-5-16

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費)事務費・事務所費・人件費		
内 容	日本経済新聞購読		
年 月 日	令和元年5月27日～令和 年 月 日	金 额	4,400 円

目的	経済、社会情勢に関する情報収集
使途	令和元年5月分購読料
政務活動・県政との関連性	経済、社会情勢等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》



普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部に-(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。5

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 D 1- 5-21				
2 D 1- 5-27	新聞代	7,380 カサマシンフアント		
3 D 1- 5-27				
4 D 1- 5-27				
5 D 1- 6- 3				
6 D 1- 6- 3				
7 D 1- 6- 3				
8 D 1- 6- 5				
9 D 1- 6- 5				
10				
11				
12				

内訳 { 静岡新聞 2,980
日本経済新聞 4,400

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,400 円	/	4,400 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-5-17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ保守、更新		
年 月 日	令和元年5月28日～令和 年 月 日	金 额	16,308 円

目的	ホームページを通じて議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様に発信する。
使途	令和元年5月分保守料
政務活動・県政との関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からぬといふ声を聞く。その報告と共に、県内の動向を発信し、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

※領収書貼付枠

ご利用明細

静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号
01 05 28	059

銀行番号 店番号 科目 口座番号

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥16,200
お取扱枚数		
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
		お取扱いできない場合
	¥108	14'27'0155

お
入 カ オ
込 サ カ セ
先 普 通 0480639
明 マ ク ロ テ サ イ イ コ イ ケ ト シ ヒ コ 様
細
ご
内 ウ ト ウ ヨ ウイチ 様
内 TEL 0537-23-3091

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	16,308 円	/	
		100%	16,308 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-5-17

NO. 201905-21
2019年 5月 25日

御 請 求 書

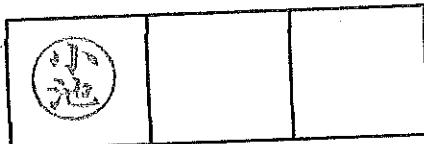
東堂陽一 様

macro Design

マクロデザイン
〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136
TEL 053-422-7017 /FAX 053-571-5112

担当者 小池 敏彦

下記の通り、ご請求申しあげます。



合計金額 ￥16,200

品 名	数量	単 価	金 額	備 考
2019年5月HP管理サポート費	1 式	15,000	15,000	
合計(税無)			¥15,000	
消費税			¥1,200	
総計(税込)			¥16,200	

備考:

振込先: 静岡銀行ささがせ支店 (普) 0480639 イマクロデザイン 小池敏彦

整理番号

3-6-5-18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和元年5月31日～令和 年 月 日	金 額	3,900円

目的	土砂災害警戒区域に関する調査
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）および駐車場代
政務活動・県政との関連性	土砂災害警戒区域に関する調査を行い、県政の進展に役立てるための政策や質問の参考にする。

<領収書貼付枠>



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,900円	/	100% 3,900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-5-19

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務旅費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和元年5月31日～令和 年 月 日	金 額	85,000 円

目的	調査研究など政務活動を補助する事務員を雇用		
使途	令和元年5月分給与		
政務活動・ 県政との 関連性			
《領収書貼付枠》			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	85,000 円	/	100% 85,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

会派様式第5号

雇用実績表

5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	水			
2	木			
3	金	8	8	議会資料整理
4	土	8	8	議会資料整理
5	日			
6	月	8	8	政務調査資料整理
7	火			
8	水	4	4	議会資料整理
9	木	4	4	政務調査資料準備・整理
10	金			
11	土	8	8	政務調査資料整理
12	日	8	8	政務調査資料整理
13	月			
14	火			
15	水			
16	木			
17	金			
18	土			
19	日	4	4	政務調査資料準備・整理
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土	4	4	政務調査資料準備・整理
26	日			
27	月			
28	火			
29	水			
30	木	8	8	5月分政務活動費支出関係書類作成
31	金	4	4	5月分政務活動費支出関係書類作成
計		68	68	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年5月31日
会派・議員名 東堂陽一

[政務活動費充当計算] ①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

$$\text{①(B)68時間} \times \text{単価}[1,250\text{円}] = \text{④85,000円}$$

$$\text{②総支給額[} \text{円}] \times (B) / (A) = \text{円}$$

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

給与支払明細書

2019 年 5 月分

支給日 2019 年 5 月 31 日

所属		氏名	[REDACTED]	殿
出勤日	日間	労働時間	時間内	68 時間 分 時間外 時間 分
支給額				
時間給				1,250 円
割増時間給				円
時間給合計				円
基本給				円
所定時間外賃金				円
家族手当				円
				円
				円
				円
通勤費				円
合計				85,000 円
控除額				
健康保険料				円
厚生年金				円
雇用保険料				円
所得税				円
住民税				円
				円
				円
				円
合計				0 円
差引支給額				
				85,000 円

[事業所名]

東堂陽一 事務所

[事業所所在地]

静岡県掛川市家代65-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝賀等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費			事務費・事務所費・人件費
内容	聖教新聞購読			
年月日	令和元年5月31日～令和 年 月 日		金額	1,934円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和元年5月分購読料
政務活動・県政との関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領 収 証

東堂 陽一 事務所 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。 領收日 5月31日

2019年5月分
領収金額
¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934



販売店 落合 信幸
 住所 島田市向谷元町793-1
 TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0136
 お申込No.

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,934円	/	1,934円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

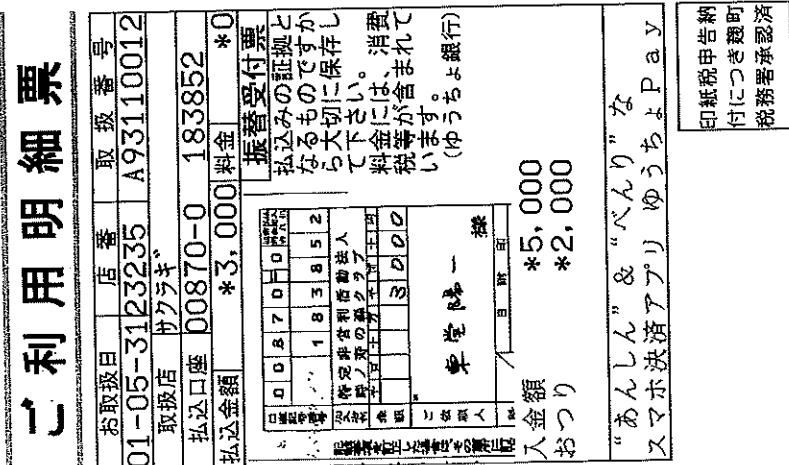
支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	時ノ寿の森クラブ年会費		
年 月 日	令和元年5月31日～令和元年 月 日	金 額	3,000 円

会の趣旨・目的	森林の持つ豊かな多様性と多面的な機能の大切さを訴求するとともに、その保全に必要な事業を行い、未来の子どもたちにふるさとの森を本来の姿で引き継ぐことを目的とする。 (定款第3条の抜粋)
会の活動内容等	森林保全事業、普及啓発事業など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。実際、静岡県が進める『防潮堤静岡モデル』にはこの会のアイデアが採用されているし、同施設の建設に、この会の主導により多くの市民が参画するなど津波対策にも多くの成果を上げている。

《領収書貼付枠》



※添付書類：団体の会則・事業概要・その他(定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000 円	100%	3,000 円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-5-21

特定非営利活動法人時ノ寿の森クラブ定款

平成22年4月8日施行

平成24年9月13日変更

平成27年5月23日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人時ノ寿の森クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の人々をはじめ広く社会の人々に対し、静岡県掛川市倉真字時ノ寿地内の森林（以下「時ノ寿の森」という。）の持つ豊かな多様性と多面的な機能の大切さを訴求するとともに、その保全に必要な事業を行い、未来の子どもたちにあるさとの森を本来の姿で引き継ぐことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、環境の保全を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 森林保全事業

- ① 時ノ寿の森の民有林の借上げによる保全事業
- ② 時ノ寿の森及びその周辺の森林の間伐に関わる事業
- ③ 時ノ寿の森の景観及び生態系の保全と調査・研究に関わる事業

(2) 森林製品販売事業

- ① 森林から生産される製品の研究・開発事業
- ② 森林から生産される製品の販売促進事業

(3) 普及啓発事業

- ① 伝統的な森林文化を継承する事業
- ② 時ノ寿の森のファンを広げる事業
- ③ 環境に対する意識を広め高める事業

(4) その他、上記各号に付随する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

(1) 運営会員

この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わるために入会した個人及び団体。

(2) サポーター会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 3人以上7人以内
- (4) 監事 2人

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超える

て含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 挿欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会員の除名
- (9) 会費の額
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

2 決算上、剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した運営会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所管緒変更を伴なうものに限る）

(5) 社員の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
 - (10) 定款変更に関する事項
- （解散）

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

（事務局の設置）

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雜則

（細則）

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 松浦成夫
副理事長 清水國雄
理事 徳川 浩
理事 小笠原啓道
理事 中村仁美
理事 松浦悦子
監事 糸田昌敏
監事 鈴木伸子

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運営会員 年会費 個人 3,000円
 団体 30,000円
- (2) サポーター会員 年会費 個人 1,000円
 団体 10,000円

整理番号	3-6-5-22
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書（自動車燃料代）

【5月分】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離(km)	積算方法※	充当額(円)
事務費	705.4	18円×705.4km／km	12,697

※単価による充当方式 : 単価(円) × 走行距離(km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額(円) × 走行距離(km) / 総走行距離(上記C)(km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額(円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名 東堂陽一 

《領収書貼付枠》

按分の理由 全て政務活動にかかるもの である。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,697円	/	12,697円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
5.1	お茶工場視察・意見交換	事務所～掛川市内～事務所	82.0
5.2	お茶工場視察・意見交換	事務所～掛川市内～事務所	49.0
5.5	いいとこ広場イベント視察	事務所～いいとこ広場(往復)	26.0
5.5	岩滑区団体代表者交流会・意見交換	事務所～岩滑区公会堂(往復)	32.0
5.7	静岡県市町村職員年金者連盟掛川市支部・意見交換	事務所～掛川市文化会館シオーネ(往復)	36.0
5.10	寿々美会定例会・意見交換	事務所～別一小区公会堂(往復)	2.6
5.10	下垂木百楽会例会・意見交換	事務所～小山平小区公会堂(往復)	2.8
5.12	選抜少年野球学童部大東大会・視察	事務所～大東総合運動場(往復)	44.0
5.12	掛川市子どもの読書活動を考える会講演会	事務所～掛川市立中央図書館(往復)	9.8
5.15	掛川建築文化研究会総会・意見交換	事務所～掛川商工会議所(往復)	9.4
5.18	協働によるまちづくり中央集会・意見交換	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
5.19	大渕地区まちづくり協議会・意見交換	事務所～大渕農村環境改善センター(往復)	44.0
5.21	どうもんの会総会・意見交換	事務所～どうもんの里(往復)	40.0
5.22	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
5.23	原野谷川視察	事務所～桝原区(往復)	17.0
5.23	逆川視察	事務所～梅橋区(往復)	11.8
5.23	掛川市との意見交換会	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
5.24	掛川みなみ商工会総会・意見交換	事務所～掛川市文化会館シオーネ(往復)	36.0
5.25	潮騒の杜植樹祭視察	事務所～沖之須海岸(往復)	46.0
5.25	掛川市体育協会総会・意見交換	事務所～パレスホテル掛川(往復)	12.0
5.26	千浜こども園新築工事起工式・視察	事務所～千浜保育園(往復)	38.0
5.26	初馬5区定例会・意見交換	事務所～初馬5区公会堂(往復)	12.6
5.27	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
5.28	掛川市農業協同組合総代会・視察	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝賛等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	中日新聞購読		
年 月 日	令和元年6月3日～平成 年 月 日	金 额	4,037 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和元年5月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

	普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部に-(マイナス印) がある場合はお借入残高を表わします。5		
年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額
1 D 1- 5-21			
2 D 1- 5-27			
3 D 1- 5-27			
4 D 1- 5-27			
5 D 1- 6- 3	新聞代	4,037	1)マツモトツツフ"フ
6 D 1- 6- 3			
7 D 1- 6- 3			
8 D 1- 6- 5			
9 D 1- 6- 5			
10			
11			
12			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,037 円	/	100% 4,037 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-5-24

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電気料		
年 月 日	令和元年6月5日～令和 年 月 日	金 額	9,955 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	令和元年5月分電気料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

$$10,578 \text{ 円} + 9,331 \text{ 円} = 19,909 \text{ 円} \div 2 = 9,955 \text{ 円}$$

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	普通預金(兼お借入明細) * 差引残高の金額頭部にー(マイナス印) 5 ある場合はお借入残高を表わします。	
				差引残高	
1 1- 5-21					
2 D 1- 5-27					
3 D 1- 5-27					
4 D 1- 5-27					
5 D 1- 6- 3					
6 D 1- 6- 3					
7 D 1- 6- 3					
8 D 1- 6- 5	電気料金	10,578			
9 D 1- 6- 5	電気料金	9,331			
10					
11					
12					

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			%
政務活動、後援会活動で使用のため	19,909 円	1/2	9,955 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

楽天グループ大特集

キャンペーン期間 2019年4月1日(月)~5月31日(金)



得トク
ひろば

Rakuten Travel

Rakuten Card

Rakuten BRAND AVENUE

3-B おでかけ
あるニヤ!

カテエネサイト内の みんなの得トクひろば から Rakuten グループを利用してカテエネポイントを貯めよう!

みんなの得トクひろばを経由するだけでカテエネポイントがザクザク貯まる!

カテエネIDとパスワードを入力してログイン

提携先のショップへアクセスしてお買い物!

ポイントがトリプルで貯まる!

★ネットショップで貯まるポイント

★クレジットカードで貯まるポイント

★カテエネポイント

例えは1万円で3.09%の場合

1万円のお買い物で

309ポイントGET!

貯まったポイントは
電気料金のお支払いや他のポイントに交換も可能!



詳しくはこちる



得トクひろば

検針日	ご使用期間	ご使用日数
5月23日	4月18日 ~ 5月22日	36日

記事

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数33日)
191 kWh	85 kWh

計器番号219 第1計器		
当月指示数 2828.7		
前月指示数 2638.1		
差引 190.6		

翌月(6月分)のご案内	検針日	6月20日
	ご使用期間	5月23日 ~ 6月19日
	燃料費調整単価(税込)	-2円08銭/kWh

お客様番号	日程	供給地點特定番号
[REDACTED]	16	0402405663010601000000
契約種別	契約容量	力率
低圧電力	7kW	90%

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。

●電気の託送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。
1か月の電気ご使用量()kWh × 中部電力管内における低圧託送料金平均単価9.73円 = 託送料金相当額(税込)

※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。

※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。

●ガス託送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳しい内容は、当社ホームページをご確認ください。

詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

ご請求予定額 10,578円
(うち消費税等相当額) 783円
振替予定日 6月 5日

[ご請求予定額内訳]

基本料金	7,469円28銭
電力量料金	2,546円03銭
(うち燃料費調整額 -359円08銭)	
再エネ発電促進賦課金	563円

燃料費調整単価(税込) -1円88銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円95銭/kWh

電気料金領収証(口座振替払用)		
東堂陽一事務所 東堂陽一様		
下記金額を口座振替により領収させていただきました。		
平成31年 4月分 (ご使用期間 3月20日 ~ 4月17日)		
お客様番号 [REDACTED]	日程 16	
領収金額 13,305円	ご使用量	357 kWh
(うち消費税等相当額) 985円		
振替年月日 令和1年 5月 7日		
*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。		

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力株式会社

作成地: 名古屋市東区東新町

※本状により集金することはありません。

みんなの得トクひろば

楽天グループ大特集

キャンペーン期間 2019年4月1日(月)~5月31日(金)

Rakuten Rakuten Travel Rakuten Card Rakuten BRAND AVENUE

カテエネサイト内の みんなの得トクひろばから Rakuten グループを利用してカテエネポイントを貯めよう!

みんなの得トクひろばを経由するだけでカテエネポイントがザクザク貯まる!

カテエネIDとパスワードを入力してログイン

提携先のショップへアクセスしてお買い物

ポイントがトリプルで貯まる!

- ★ネットショップで貯まるポイント
- ★クレジットカードで貯まるポイント
- ★カテエネポイント

貯まったポイントは
電気料金のお支払いや他のポイントに交換も可能!

例: ひろば元率3.09%の場合
1万円のお買い物で
309ポイントGET!



詳しくはこちる



得トクひろば

検針日	ご使用期間	ご使用日数
5月23日	4月18日 ~ 5月22日	35日

記事

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数33日)
336 kWh	247 kWh

計器番号 042 第1計器		
当月指示数 6304.4		
前月指示数 5968.5		
差引 335.9		

翌月(6月分)のご案内	検針日	6月20日
	ご使用期間	5月23日 ~ 6月19日
	燃料費調整単価(税込)	-2円08銭/kWh

お客様番号	白程	供給地点特定番号
[REDACTED]	16	0402405663010602000000
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	40A	

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。

●電気の託送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。

1か月の電気ご使用量()kWh × 中部電力管内における低圧託送料金平均単価9.73円 = 託送料金相当額(税込)

※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。

※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。

●ガス託送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳しい内容は、当社ホームページをご確認ください。

詳しく述べ中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

ご請求予定額 9,331円
(うち消費税等相当額) 691円
振替予定日 6月 5日

[ご請求予定額内訳]
基本料金 1,123円20銭
電力量料金 1段料金 2,256円00銭
2段料金 4,176円00銭
3段料金 939円24銭
(うち燃料費調整額 - 631円68銭)
おとく割 -100円00銭
初回引落割引額 -54円00銭
再エネ発電促進賦課金 991円

燃料費調整単価(税込) -1円88銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円95銭/kWh

電気料金領収証(口座振替払用)			
東堂陽一事務所 東堂陽一様 下記金額を口座振替により領収させていただきました。			
平成31年4月分 (ご使用期間 3月20日~4月17日)			
お客様番号	[REDACTED]	日程	16
領収金額	17,126円	ご使用量	603 kWh
(うち消費税等相当額)	1,268円		
振替年月日	令和1年 5月 7日		
*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。			

中部電力株式会社

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

作成地: 名古屋市東区東新町

※本状により集金することはありません。

整理番号

3-6-5-25

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	ゼロの会 (政治経済意見交換会) 会費 (令和元年5月~令和2年3月)		
年 月 日	令和元年6月7日~令和 年 月 日	金 額	55,108 円

会の趣旨・目的	幅広く政治・経済・文化の情報交換と勉強会を重ね、互いにブレーンを持ち合い、会員各個がそれぞれの基盤で、夢のある個性的な活動を創造する。(趣意書より)
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

飲食を伴う指針上限有り
上限の5千円を11か月分充当する

5,000円×11ヶ月+108円(払込手数料)=55,108円

かけしん 全国しんきんネット

お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日 取扱店番・受付番号
01 06 07 15130121-0113

お取引店 口座番号

お取引金額 万円券 五千円券 千円券 500円 100円 50円

内取引 お引出 二千円券 10円 5円 1円

手数料 ¥108 通帳貯 お取引金額

時刻 11:03 ¥110,000*

説明コード お取引後 残高

掛川信用金庫
下俣支店
普通 0001006000
セイロノカイ 様
入

トウトウヨウイチ 様
0537-23-3091

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他（

掛川信用金庫

按分の理由：全て政務活動にかかるものである。 (指針上限を充当する)	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	55,108 円	100%	55,108 円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-5-25

ゼロの会 趣意書

急速な開発が予想される当地にあって、幅広く政治・経済・文化の情報交換と勉強会を重ね、互いにブレーンを持ち合い、会員各個がそれぞれの基盤で、夢のある個性的な活動を創造するために、この会を発足させる。

会 則

1. この会を、「ゼロの会」という。
2. この会の事務所は、当面、静岡県掛川市中央2丁目18の5 くるみ学園内に置く。
3. 会の趣旨に賛同し、新たに会員となる者は、3ヶ月の予備期間を経て、会員の8割以上の賛意を得なければならない。
4. この会の役員には、会長1名、幹事長1名、事務局長1名、監査2名を置き、任期は2年とし再任を妨げない。
5. この会には、顧問を置くことができる。
6. この会が行う事柄の決定は、会員総数の過半数の出席率(委任状を含む)で、その8割以上の賛同を必要とする。
7. 会議議事録を作成する。
8. この会の運営に要する費用は、会員の入会金及び会費をもってこれに充てる。
9. この会は、次の書類を常に事務所に備えて置くものとする。
 - (1) 趣意書及び会則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証票類
 - (4) 議事録
 - (5) その他必要な書類及び帳簿

附 則

1. この会則は、平成6年4月1日から実施する。
2. この会の入会金は20,000円、会費は月額10,000円とし、所定の口座へ振込むものとする。(自動引落手続きの上、当月分当月4日迄に)

整理番号

3-6-5-26

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請交渉等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話料		
年 月 日	令和元年6月10日～令和 年 月 日	金 額	2,100円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段			
使途	令和元年5月請求分電話料			
政務活動・県政との関連性				
《領収書貼付枠》				
$(2,700+27+4,800+200+50+2) \times 1.08 = 8,401$				
13 01-05-27 200				
14 01-05-27 200				
15 01-05-30 800				
16 01-06-03 800				
17 01-06-05 200				
18 01-06-05 200				
19 01-06-05 200				
20 01-06-05 200				
21 01-06-10 200	24,277 シミス"LCカード"			
22 01-06-10 200	22,470 シミス"LCカード"			
23				
24				
決済説明 900 現金入金 950 800 帳替入金 970 100 現金出金 950 } 他所共入金 200 帳替出金 980				
●「お支払期日」欄については、お支払金額欄に「タケノ」と表示し、お支払いができる予定期日を記入します。なお、支払可能額は、当店へご確認ください。				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、 私用で使用のため	8,401円	1/4 %	2,100円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

*お支払い日がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みます。

2019年 5月25日

カード番号(一部非表示)	[REDACTED]
会員の支払日	全国のお支払金額合計
2019年 6月10日(月)	22,470 円

-0225
・
掛川市家代 76-6



2019年 5月現在

Pontaポイントについて
Pontaポイントによるポイント交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。
<http://www.ponta.jp>

ご利用日	ご利用先など	ご利用料金(円)	支払区分	支払額(円)	概要
[REDACTED]	SHIMIZU With Card 東京 陽一様	224701回	22470	22470	◆お支払小計
2019.4.30	「シヨツビング取組(国内)」♪ドコモご利用料金 5月分	2470	2470	2470	◆◆今後の支払金額総合計
112	0				



陽一様
995K0987465#
0501223888900100
ご利用代金明細書

1ース&カード株式会社

東海財務局長 (7)第00140号
合わせ 9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可
重のご案内 (24時間自動音声) 0120-592-196
合わせ (土・日・祝休) 054-355-3100

(1) らゆりとはがしてください。(画面の方はがしてください。)
株式会社ジャーナル 〒689-1111 鳴門島町港南台65-1 JOB鳥取リューションセンター

3-6-5-26

●支払区分:1回=ジャパンピング1回払い、2回=ジャパンピング2回払いが1回払いが2回払い、3~24=ジャパンピング分割払いの回数、S1=取引区分でアカウントが複数ある場合の回数、C1=カード番号が複数あります
●株式会社ジャーナルサービス 〒689-1111 鳴門島町港南台65-1 JOB鳥取リューションセンター

3-6-5-26

4T1E1B 00207581

(2/4 ページ)

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年5月ご請求分

請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目	金額(円) 内訳項目 (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等 詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
合計請求額の請求内訳】			【本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。】	
◇基本使用料(計)	12,300	12,300	基本使用料	合算
◇通話料・通信料(計)	2,459	123	Xi・SMS通信料	合算
		2,816	国内通話料(ドコモ光電話)	合算
		-480	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)	合算
◇パケット定額料等(計)	5,300	6,500	パケット定額料(シェア)	合算
		-800	パケット定額料(ドコモ光セット割)	合算
		-900	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合算
		500	シェアオプション定額料	合算
		0	パック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等(計)	748	3,290	付加機能使用料等	合算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合算
		400	番号案内料	合算
		50	請求書発行手数料	合算
		-3,000	各種割引適用額	合算
		8	ユニバーサルサービス料	合算
◇消費税等相当額(計)	1,663	1,663	消費税等相当額(合計)	
◇合計	22,470	22,470	合計 (3回線請求分)	
◇電話番号毎の請求内訳>				
			ご利用期間(4/1~4/30)	
◇基本使用料(計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ) iPhone	合算
◇通話料・通信料(計)	27	27	Xi・SMS通信料 4月ご利用分	合算
◇パケット定額料等(計)	4,800	6,500	ベーシックシェアパック定額料	合算
		800	ドコモ光セット割	合算
		-900	ずっとドコモ割プラス(料金割引)	合算
		0	(参考) 当月ご利用データ量(シェアフルコース合計) 2.38G(通信速度制限含む)	合算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 2.6G(通信速度制限含む)	合算
◇その他ご利用料金等(計)	472	300	s pモード利用料	合算
		200	ケータイセキュリティ利用料	合算
		750	ケータイ補償iPhone&iPad 750	合算
		400	ケータイ通話サポート利用料	合算
		500	ネットトータルサポート利用料	合算
		430	おもしろパックプラス割引	合算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合算
		50	ケータイお探しサービス割引料	合算
		300	ドコモWi-Fi利用料(s pモード)	合算

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年 5月ご請求分

請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 ARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 TAX
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)			合算
	200	電話番号案内料 (104)	4月ご利用分		合算
	50	請求書発行手数料	5月請求分		合算
	-1,500	ウェルカムスマート割適用額			合算
	2	ユニバーサルサービス料／基本	1番号あたり2円のご請求となります		合算
◇消費税等相当額(計)	639	639	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%	
◇合計	8,638	8,638	合計		
			<NTTドコモからのお知らせ>		
			○継続利用期間は、4月末で 22年6か月となりました。		
			○カケホーダイ／ライトプランご契約期間は4月末で 1年2か月となりました。		
			○ポイントのお知らせ		
			今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、70です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、7,799円です。)		
			*その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		
			○ステージのお知らせ		
			4月末のステージは、 プラチナステージです。		
			*その他のステージ情報はWEBをご確認ください。		
			○個別ご請求のファミリー割引グループ電話番号 (2019年4月30日現在) [REDACTED]		
			ご利用期間(4/1~4/30)		
◇基本使用料(計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ) iPhone		合算
◇通話料(通信料)(計)	96	96	X1・SMS通信料	4月ご利用分	合算
◇パケット定額料等(計)	500	500	X1 シェアオプション定額料		合算
◇その他ご利用料金等(計)	0	0	(参考)当月ご利用データ量 0~2G(通信速度制限なし)		合算
	-28	300	SIMカード利用料		合算
	200	200	あんしんセキュリティ利用料		合算
	750	750	ケータイ補償 iPhone & iPad 750		合算
	400	400	あんしん遠隔サポート利用料		合算
	-380	50	あんしんバック割引		合算
	50	50	ケータイお探しサービス利用料		合算
	-50	300	ケータイお探しサービス割引料		合算
	300	300	ドコモWi-Fi利用料(s pモード)		合算
	-300	200	永年キャンペーン割引料(ドコモWi-Fi)		合算
	200	200	電話番号案内料(104)	4月ご利用分	合算
	-1,500	2	docomo wi-fi適用額		合算
	2	ユニバーサルサービス料／基本	1番号あたり2円のご請求となります		合算
◇消費税等相当額(計)	261	261	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%	
◇合計	3,529	3,529	合計		
			<NTTドコモからのお知らせ>		
			○継続利用期間は、4月末で 16年4か月となりました。		
			○カケホーダイ／ライトプランご契約期間は4月末で 1年8か月となりました。		
			○ポイントのお知らせ		
			今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、30です。		

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話料		
年 月 日	令和元年6月10日～令和元年 月 日	金 额	5,152円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和元年5月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

13	01-05-27	200
14	01-05-27	200
15	01-05-30	800
16	01-06-03	800
17	01-06-05	200
18	01-06-05	200
19	01-06-05	200
20	01-06-05	200
21	01-06-10	200
22	01-06-10	200
23		
24		

24,277 シミス"LCカード"
22,470 シミス"LCカード"J

記号説明
 900 現金入金 980
 800 振替入金 970
 100 現金出金 960 } 他店券入金
 300 旅券出金 950
 880 }

◎証券類のご入金については、お支払金額欄に「タケン」と表示し、お払いができる予定期を記入いたします。なお、支払可能特例は、当店へご照会ください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	10,303円	1/2 %	5,152円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご入金はお支払い日の前日(金曜曜日)までにお願いします。口座未登録の場合は、カード発行会社までご連絡ください。
*お支払い会計金額がマイナスになります。口座未登録の場合、指定のお支払い口座に合算込みします。

2019年 5月25

内郵便	支払番号	カード番号	支払方法
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3-0225	東掛川市泰代	76-6	

PONTAポイント		今回のお支払金額合計	
2019年 6月10日 (月)			22,470 円

2019年 5月現在

Pontaポイントについて
ポイントの残高およびポイントの交換は、下のPontat公式サイトからログインしてください。
<http://www.ponta.jp>

ご利用日	利用先など	利用料金	外金額	支払額	摘要
[REDACTED]	SHIMIZU With Card				
2019/05/10	当月獲得ポイント	1,112	0	24,701回	224,70
2019/05/10	当月ボーナスポイント				
◆お支払小計	◆今後のお支払金額総合計	6995K0987465#	430ドコモご利用料金	224,70	5月分
90501223888900100					

●支払区分が1回=チャージ1回払い、2回=チャージ2回払いが1=がチャージ1回払い、3~24=チャージ分割払いの回数 S1=チャージ1回払い、C1=チャージ払い、C2=チャージ2回払い ●今回回数何回目のお支払いを表示 ●決済カードの下4桁は[1***]と表示され、実際のカード番号とは異なります
払い、海外チャージ1回払い ●今回回数何回目のお支払いを表示 ●決済カード番号は異なります

1

からゆっくりとはかしてください。(裏面の①からはじめてください。)

●株式会社シェアビーチ T669-1111 駿河駅前ビル北館1F JOB就職リューションセンター

3-6-5-27

内郵便

東海財務局長 (7) 第00140号

合わせ 9:00AM~5:00PM》一部携帯電話不可

額のご案内 (24時間自動音声) 0120-592-196

合わせ (土・日・祝休) 054-355-3100

ドご利用代金明細書

ノース&カード株式会社

0941 静岡県藤枝市清水区富士見町2-1

からゆっくりとはかしてください。(裏面の①からはじめてください。)
●株式会社シェアビーチ T669-1111 駿河駅前ビル北館1F JOB就職リューションセンター

1

3-6-5-27

(2/4 ページ)

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年5月ご請求分

番号等 NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年5月ご請求分
---------------	--	------------------------	-------------

内訳

(お客様番号)

額(円) CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。 詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	税区分 TAX
内訳】				
料金	12,300	12,300 基本使用料		合算
(計)	2,459	123 X i・SMS通信料		合算
	2,816	-480 内通話料(ドコモ光電話)	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)	合算
料金	5,300	6,500 パケット定額料(シェア)		合算
	-800	-800 パケット定額料(ドコモ光セット割)		合算
	-900	-900 パケット定額料(シェアずっとドコモ割)		合算
	500	500 シェアオプション定額料		合算
	0	0 パック定額通信料		合算
金等(計)	748	3,290 付加機能使用料等		合算
	0	0 ドコモWi-Fi利用料		合算
	400	400 番号案内料		合算
	50	50 請求書発行手数料		合算
	-3,000	-3,000 各種割引適用額		合算
料金等(計)	1,663	1,663 消費税等相当額(合計)		合算
	2,470	22,470 合計	(3回線請求分)	
内訳>				
		ご利用期間(4/1~4/30)		
料金	2,700	2,700 カケホーダイプラン(スマホ/タブ) iPhone		合算
(計)	27	27 X i・SMS通信料	4月ご利用分	合算
	6,800	6,500 ベーシックシェアパック定額料	ステップ1: ~5GB	合算
	-800	-800 ドコモセット割	月額料 LD	合算
	-900	-900 ずっとドコモ割プラス(料金割引)		合算
	0	0 (参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計) 2.8G(通信速度制限なし)	2.8G(通信速度制限なし)	合算
等(計)	472	0 (参考) 当月ご利用データ量 2.6G(通信速度制限あり)	2.6G(通信速度制限あり)	合算
	300	300 spモード利用料		合算
	200	200 あんしんデータリテイ利用料		合算
	750	750 ケータイ補償iPhone&iPad750		合算
	400	400 あんしん端末サポート利用料		合算
	500	500 ネットトータルサポート利用料		合算
	-430	-430 あんしんパックプラス割引		合算
	50	50 ケータイお探しサービス利用料		合算
	-50	-50 ケータイお探しサービス割引料		合算
	300	300 ドコモWi-Fi利用料(spモード)		合算

NTTドコモからのお知らせ

書き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

idメニュー、【1モード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから
「書き」をご利用いただけます。

料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

番号等 NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年5月ご請求分
---------------	------------	------------------------	-------------

内訳

(お客様番号 [REDACTED])

額(円) CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものであります。]	税区分 TAX
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	3,068円です。)	
		○ステージのお知らせ 4月末のステージは、 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	プラチナステージです。	
121		ご利用期間(4/1~4/30)		
6,900	5,400	戸建・タイプB/西 (会員) TNC利用	480円の通話料を含みます。 光電話番号: 0537-23-3091	合算
	0	1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	合算
(計)	2,336	2,816 -480	国内通話料 無料通話適用分	3月ご利用分 3月ご利用分
金等(税)	304	200	ダブルチャネル	合算
	100	追加番号	1契約	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本(追加番号)	1番号あたり2円のご請求となります	合算
(計)	763	763	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%
0,303	10,303	合計		
<NTTドコモからのお知らせ>				
○燃料利用期間は、4月末で ○ドコモ光/戸建のご契約期間は4月末で 2年7か月となりました。 7か月となりました。				
○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 90です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 9,540円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。				
○ステージのお知らせ 4月末のステージは、 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。				